

## 令和3年度 全国健康保険協会長崎支部 事業計画（案）

令和3年度	令和2年度
<p><b>（1）基盤的保険者機能関係</b></p> <p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また<b>健全</b>な財政運営を行う。</p> <p>① <b>健全な財政運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> <li>・ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> <li>・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。</li> <li>・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。</li> </ul> <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を<b>95.2%</b>以上とする</p> <p>③ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き</b>事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。</li> <li>・ <b>医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。</b></li> </ul> <p>④ 現金給付の適正化の推進</p>	<p><b>（1）基盤的保険者機能関係</b></p> <p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また<b>的確</b>な財政運営を行う。</p> <p>① <b>的確な財政運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。</li> <li>・ 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。</li> </ul> <p>① サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。</li> <li>・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> </ul> <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を<b>92.0%</b>以上とする</p> <p>⑧ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関窓口等に申請書を配置するなど利用促進を図る。</li> </ul> <p>■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を<b>85.0%</b>以上とする</p>

- ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化 P T にて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について支部の重点会議等を活用し重点的に審査を行う。

⑤ 効果的なレセプト点検の推進

- ・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、システム点検の効率的な活用や点検員のスキルアップにより効果的な内容点検を推進し、査定率向上に取り組む。
- ・社会保険診療報酬支払基金の新システム導入等による改革の効果を踏まえ、内容点検のあり方を検証するとともに支払基金との連携を強化する。
- ・資格点検により無資格受診者を適正に抽出・把握し、医療機関等へのレセプト過誤返戻または被保険者への給付費返還請求を確実に実施する。
- ・外傷点検により抽出した外傷等に伴う受診者に対し、「負傷原因の照会」及び「第三者行為による傷病届の提出勧奨」を促進し、業務上等による被保険者への保険給付等返還請求及び加害者に対する損害賠償請求を確実に実施する。

- KPI : ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 (※) について前年度以上とする  
(※) 査定率 = レセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

- ② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

⑥ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・多部位 (施術箇所が 3 部位以上) かつ頻回 (施術日数が月 15 日以上) の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。

なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

- KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

⑦ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進

③ 現金給付の適正化の推進

- ・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化 P T にて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について支部の重点会議等を活用し重点的に審査を行う。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。

④ 効果的なレセプト点検の推進

- ・システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。
- ・社会保険診療報酬支払基金改革の効果を見据え、レセプト点検のあり方を検討するとともに支払基金との連携を強化する。
- ・無資格受診者に係る医療機関への文書照会を通じ、医療機関等へのレセプト返戻または受診者への保険給付返還請求を確実に実施する。
- ・外傷点検により抽出した受診者への「負傷原因の照会」及び「第三者行為による傷病届の提出勧奨」を促進し、加害者に対する損害賠償請求及び業務上等による返納金調定を確実に実施する。

- KPI : 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

(※) 査定率 = レセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

【新設】

⑤ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・多部位 (施術箇所が 3 部位以上) かつ頻回 (施術日数が月 15 日以上) 及び部位ころがし (負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診) の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。

- KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

- ・ 審査手順の標準化を推進する。
- ・ 受領委任払制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

⑧ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、保険証未回収者に対する文書催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届及び任意継続被保険者証未回収データを活用した電話催告を強化する。
- ・ 資格喪失届時の保険証添付の周知徹底を図るために、未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書送付及び各種研修会・説明会による周知活動を強化する。
- ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

- KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.4%以上とする

⑩ オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ 国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの保険証利用促進のための周知等を行う。

⑥ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

⑦ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、保険証未回収者に対する文書催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化することにより保険証の早期回収を図る。
- ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

- KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 95.2%以上とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ 被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.0%以上とする

⑩ オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ 国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。
- ・ 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。

- KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 57.4%以上とする

⑪ 業務改革の推進

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

**(2) 戦略的保険者機能関係**

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

【削除】 記載内容が、① iv) に含まれており、削除とする。

- ① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（I、II、III）
    - ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。  
（支部上位目標：35歳以上の被保険者の虚血性心疾患発症率を平成28年度0.06%から0.05%に改善させる。）
    - ・ 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。
      - i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上
- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：190,128人）
- ・生活習慣病予防健診 実施率 61.6%（実施見込者数：117,200人）
  - ・事業者健診データ 取得率 10.5%（取得見込者数：20,000人）

⑫ 業務改革の推進に向けた取組

- ・ 現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。

**(2) 戦略的保険者機能関係**

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

※第3期アクションプランの目標と同一

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

- ① ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供（I、II、III）
    - ・ 事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート(事業所カルテ)などの見える化ツールを活用する
  - ② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（I、II、III）
    - ・ 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく上位目標達成に向けた取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。  
上位目標：35歳以上の被保険者の虚血性心疾患発症率を平成28年度0.06%から0.05%に改善させる。
      - i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上
- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：186,476人）
- ・生活習慣病予防健診 実施率 57.7%（実施見込者数：107,600人）
  - ・事業者健診データ 取得率 9.4%（取得見込者数：17,530人）

○被扶養者（受診対象者数：53,502人）

・特定健康診査 実施率 32.8%（実施見込者数：17,550人）

○健診の受診勧奨対策

●生活習慣病予防健診

- ・健診機関との連携を強化し、健診促進経費を活用した受診勧奨を強化する。
- ・「健康経営」宣言事業を活用し、事業主へ積極的な働きかけを行い、被保険者の健診受診を促進する。
- ・「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけ、効果的・効率的な受診勧奨を行う。併せてナッジ理論等を活用した受診勧奨を行う。

●事業者健診データの取得

- ・「健康経営」宣言事業を活用し、事業主へ積極的な働きかけを行い、事業者健診データ取得を促進する。
- ・支部幹部のトップセールスにより、事業所訪問による勧奨を実施し、事業者健診データ取得に務める。
- ・「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけ、効果的・効率的な事業者健診データ取得を促進する。
- ・外部委託業者等を活用する等、効率的な事業者健診データ取得に務める。

●特定健康診査

- ・被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市町との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。
- ・協会けんぽの特定健診対象者へ市町が実施する特定健診とがん検診の集団健診で受診できるように市町と調整し案内を行う。
- ・オプション健診など付加価値を活用した支部主催の集団健診を実施し、加入者の特性やニーズに対応した取組を進め、受診者の増加を図る。併せてナッジ理論等を活用した受診勧奨を行う。

- KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を 61.6%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 10.5%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 32.8%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

○被扶養者（受診対象者数：51,778人）

・特定健康診査 実施率 30.1%（実施見込者数：15,600人）

○健診の受診勧奨対策

●生活習慣病予防健診

- ・健診機関との連携を強化し、健診促進経費を活用した受診勧奨を強化する。
- ・「健康経営」宣言事業を活用し、事業主へ積極的な働きかけを行い、被保険者の健診受診を促進する。
- ・「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけ、効果的・効率的な受診勧奨を行う。併せてナッジ理論等を活用した受診勧奨を行う。

●事業者健診データの取得

- ・「健康経営」宣言事業を活用し、事業主へ積極的な働きかけを行い、事業者健診データ取得を促進する。
- ・支部幹部のトップセールスにより、事業所訪問による勧奨を実施し、事業者健診データ取得に務める。
- ・「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけ、効果的・効率的な事業者健診データ取得を促進する。
- ・外部委託業者等を活用する等、効率的な事業者健診データ取得に務める。

●特定健康診査

- ・市町と連携し、市町が実施するがん検診と協会けんぽの特定健診の案内を記したチラシを作成し、加入者宛に送付することにより、特定健診受診率向上を図る。

- ・オプション健診など付加価値を活用した支部主催の集団健診を実施し、加入者の特性やニーズに対応した取組を進め、受診者の増加を図る。併せてナッジ理論等を活用した受診勧奨を行う。

- KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を 57.7%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 9.4%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 30.1%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

○被保険者（特定保健指導対象者数：27,714人）

- ・特定保健指導 実施率 28.9%（実施見込者数：8,000人）  
（内訳）協会保健師実施分 17.0%（実施見込者数：4,700人）  
アウトソーシング分 11.9%（実施見込者数：3,300人）

○被扶養者（特定保健指導対象者数：1,509人）

- ・特定保健指導 実施率 22.7%（実施見込者数：342人）

○保健指導の受診勧奨対策

- ・健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日初回面談の実施を推進する。
- ・協会保健師等が実施する初回面談後の継続支援について、外部委託を実施する。
- ・情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。
- ・「健康経営」宣言事業を活用し、事業主へ積極的な働きかけを行い、保健指導の利用を促進する。

- KPI：① 被保険者の特定保健指導の実施率を28.9%以上とする  
② 被扶養者の特定保健指導の実施率を22.7%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨

- ・健診を受診した結果、血圧や血糖値が一定以上でレセプトにより医療機関への受診の確認ができない者に対し、面接や電話等による受診勧奨を行い、医療機関受診率を高める。

（一次勧奨(本部)後の二次勧奨(支部) 実施予定人数 2,400名）

- ・長崎支部のデータヘルス計画に基づき、LDL コレステロールが高値な者へ、医療機関への受診勧奨を行う。

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐため、長崎県糖尿病性腎臓病重症化予防プログラムに基づき、かかりつけ医と連携し、糖尿病等の重症化予防に取り組む。

- KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

○被保険者（特定保健指導対象者数：25,151人）

- ・特定保健指導 実施率 26.2%（実施見込者数：6,595人）  
（内訳）協会保健師実施分 18.3%（実施見込者数：4,600人）  
アウトソーシング分 7.9%（実施見込者数：1,995人）

○被扶養者（特定保健指導対象者数：1,326人）

- ・特定保健指導 実施率 22.6%（実施見込者数：300人）

○保健指導の受診勧奨対策

- ・健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日初回面談の実施を推進する。
- ・協会保健師等が実施する初回面談後の継続支援について、外部委託を実施する。
- ・「健康経営」宣言事業を活用し、事業主へ積極的な働きかけを行い、保健指導の利用を促進する。
- ・支部幹部のトップセールスにより、事業所訪問による勧奨を実施し、特定保健指導の利用を促進する。

- KPI：特定保健指導の実施率を26.0%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨

- ・健診を受診した結果、血圧や血糖値が一定以上でレセプトにより医療機関への受診の確認ができない者に対し、面接や電話等による受診勧奨を行い、医療機関受診率を高める。

（一次勧奨(本部)後の二次勧奨(支部) 実施予定人数 2,400名）

- ・長崎支部のデータヘルス計画に基づき、LDL コレステロールが高値な者へ、医療機関への受診勧奨を行う。（実施予定人数 3,600名）

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐため、長崎県糖尿病性腎臓病重症化予防プログラムに基づき、かかりつけ医と連携し、糖尿病等の重症化予防に取り組む。

- KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

### ○健康宣言事業所数 700 事業所

- ・長崎県と共同で「健康経営」宣言事業を展開し、宣言事業所数の更なる拡大を図る。
- ・宣言事業所へ職員や保健師が訪問し、事業所単位での健康・医療データの提供について、事業所健康度診断シート(事業所カルテ)などの見える化ツールを活用することで、宣言事業所に対するフォローアップを強化し、取組の質の向上を図る。
- KPI：健康宣言事業所数を 700 事業所以上とする

#### v) その他保健事業

- ・長崎県歯科医師会と連携し、「健康経営」宣言事業所等の被保険者（35 歳以上）に対して歯周病検査等の歯科健診を実施し、啓発・予防及び健診後に治療することにより、歯科疾患の改善だけでなく、関連する生活習慣病改善にもつなげる。併せて健診実施後の受診行動及び行動変容を促し、生活習慣病と歯周病予防への意識付けを図る。
- ・協定（覚書）を締結した長崎県、長崎市、大村市、長崎県歯科医師会及び長崎県国民健康保険団体連合会等と連携し、連携事業への啓発活動強化と連携事業の拡大を図る。
- ・保健事業の取組事例を、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて、行政機関や他の保険者と共有し、連携強化を図る。

### ② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・広報分野における P D C A サイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査に基づき、前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。
- ・ナッジ理論等を活用したリーフレットやチラシ等を作成するとともに、加入者を含めより幅広く情報発信するため、TVCM や YouTube 等の動画を活用した広報を行う。
- ・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。
- ・健康保険委員委嘱者数の拡大を図るとともに、加入者に直接届く広報としてメールマガジンが有効であることから、更なる登録勧奨を行う。
- ・長崎地域医療連携ネットワークシステム「あじさいネット」の利用におけるメリットを加入者等に広報し、「あじさいネット」の利用拡大に貢献する。
- ・関係団体（商工会議所・商工会連合会・中小企業団体中央会等）が主催する

- ・長崎県と共同で「健康経営」宣言事業を展開し、宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。
- ・事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート(事業所カルテ)などの見える化ツールを活用する。【再掲】

#### 【新設】

#### v) その他保健事業

- ・長崎県歯科医師会と連携し、「健康経営」宣言事業所等の被保険者（35 歳以上）に対して歯周病検査等の歯科健診を実施し、啓発・予防及び健診後に治療することにより、歯科疾患の改善だけでなく、関連する生活習慣病改善にもつなげる。併せて健診実施後の受診行動及び行動変容等について分析を行い、生活習慣病と歯周病予防への意識付けを図る。
- ・協定（覚書）を締結した長崎県、長崎市、大村市、長崎県歯科医師会及び長崎県国民健康保険団体連合会等と連携し、連携事業への啓発活動強化と連携事業の拡大を図る。
- ・保健事業の取組事例を、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて、行政機関や他の保険者と共有し、連携強化を図る。

### ③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・広報分野における P D C A サイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査に基づき、前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。
- ・ナッジ理論等を活用したリーフレットやチラシ等を作成し、特定健診等の効果的な受診勧奨を行う。
- ・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。
- ・健康保険委員委嘱者数の拡大を図るとともに、加入者に直接届く広報としてメールマガジンが有効であることから、更なる登録勧奨を行う。
- ・長崎地域医療連携ネットワークシステム「あじさいネット」の利用におけるメリットを加入者等に広報し、「あじさいネット」の利用拡大に貢献する。
- ・関係団体（商工会議所・商工会連合会・中小企業団体中央会等）が主催する

研修会等を利用し、直接事業主等へ情報発信する。

- KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を **46.5%**以上とする

③ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉

- ・「ジェネリックカルテ」及び「**データブック**」を活用し、長崎県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、積極的に情報提供し意見発信するとともに、使用促進に向けて長崎県等と**連携した取組を実施する**。
- ・医療機関や薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータや「**医療機関・薬局向け見える化ツール**」及び「**医薬品実績リスト**」等を活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを実施する。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて厚生局や長崎県、関係機関等への働きかけを行う。
- ・各種健康づくりイベントにおいて、ジェネリック医薬品使用促進リーフレット等を配布し、加入者に対して使用促進を図る。
- ・健康保険委員を通じて、ジェネリック医薬品使用促進リーフレット等を配布し、事業主と加入者に対して使用促進を図る。
- ・ジェネリック医薬品軽減額通知サービス事業の実施にあわせて、ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等を活用して、わかりやすい広報を行い、加入者に対して使用促進を図る。

- KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を**年度末時点で対前年度**以上とする  
※医科、DPC、**歯科、調剤**

④ インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅱ、Ⅲ〉

- ・加入者及び事業主に**インセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う**。

⑤ 支部で実施した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・保険者機能の発揮による総合的な取組を推進するため、既存の枠組みに捉われない斬新な取組かつ全国展開の実現可能性が認められる提案を検討する。

⑥ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

研修会等を利用し、直接事業主等へ情報発信する。

- KPI：① **広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする**  
② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を **44.9%**以上とする

④ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉

- ・**新たな指標を追加した**ジェネリックカルテを活用し、長崎県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、積極的に情報提供し意見発信するとともに、使用促進に向けて長崎県等と**連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う**。
- ・医療機関や**調剤**薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータや見える化ツールを活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを実施する。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて厚生局や長崎県、関係機関等への働きかけを行う。
- ・各種健康づくりイベントにおいて、ジェネリック医薬品使用促進リーフレット等を配布し、加入者に対して使用促進を図る。
- ・健康保険委員を通じて、ジェネリック医薬品使用促進リーフレット等を配布し、事業主と加入者に対して使用促進を図る。
- ・ジェネリック医薬品軽減額通知サービス事業の実施にあわせて、ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等を活用して、わかりやすい広報を行い、加入者に対して使用促進を図る。

- KPI：**協会けんぽ**のジェネリック医薬品使用割合（※）を **81.7%**以上とする  
※医科、DPC、**調剤、歯科における使用割合**

⑤ インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅱ、Ⅲ〉

- ・令和元年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。

⑥ パイロット事業を活用した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・保険者機能の発揮による総合的な取組を推進するため、既存の枠組みに捉われない斬新な取組かつ全国展開の実現可能性が認められる提案を検討する。

⑦ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信〈Ⅰ〉



i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。

ii) 医療提供体制に係る意見発信

- ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議 や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

iii) 医療費データ等の分析

- ・ 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差がどのような要因で生じているかについて、外部有識者の知見等も活用して分析を行う。
- ・ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。
- ・ 長崎県国民健康保険団体連合会と連携し、県内の市町単位の医療費及び健診結果の分析を行い、その結果を保険者協議会及び保険者協議会の企画分析部会、保健事業部会等において活用し、現状把握と今後の連携した事業展開について検討を図る。

iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。
- KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

i) 意見発信のための体制の確保

- ・ 医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険者参加率の低い地域を中心に、必要な体制を確保（会議体への参画数拡大）するため、長崎県等に参画を要請する。

iii) 外部への意見発信や情報提供

- ・ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。
- ・ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。
- ・ 長崎県国民健康保険団体連合会と連携し、県内の市町単位の医療費及び健診結果の分析を行い、その結果を保険者協議会及び保険者協議会の企画分析部会、保健事業部会等において活用し、現状把握と今後の連携した事業展開について検討を図る。

ii) 医療費データ等の分析

- ・ 地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。
- ・ 外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図る。

- KPI：① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を90.0%以上とする  
② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果

### (3) 組織・運営体制関係

#### I) 人事・組織に関する取組

- ① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
  - ・業務の標準化・効率化・簡素化の徹底を図り、標準人員に基づく人員配置に即した体制を構築する。また、業務の効率化等の状況も踏まえ配置の見直しについて検討する。
- ② 人事評価制度の適正な運用
  - ・幹部職員の役割と責任の再確認を行い、部下の指導及びフォローの徹底を図る。
  - ・職員の役割と責任を明確にし、職員が自ら考え実践できる「自律した組織」を構築する。
  - ・支部内会議の定期開催等により情報の共有化を図るなどして支部内連携を強化し、「協働する組織」を構築する。
- ③ OJTを中心とした人材育成
  - ・OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
  - ・支部内において、本部研修受講後の伝達研修を実施することにより、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成し、戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材を育成する。
  - ・オンライン研修や通信教育講座の受講を推奨し、自己啓発を図る。
- ④ 支部業績評価の実施
  - ・他支部との比較を通じて支部の業績を向上させ、支部運営の推進を図る。

#### II) 内部統制に関する取組

- ① リスク管理
  - ・大規模自然災害等や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。

的な意見発信を実施する

### (3) 組織体制関係

- ① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
    - ・業務の標準化・効率化・簡素化の徹底を図り、標準人員に基づく人員配置に即した体制を構築する。また業務の効率化等の状況も踏まえ配置の見直しについて検討する。
  - ② 人事評価制度の適正な運用
    - ・幹部職員の役割と責任の再確認を行い、部下の指導及びフォローの徹底を図る。
    - ・職員の役割と責任を明確にし、職員が自ら考え実践できる「自律した組織」を構築する。
    - ・支部内会議の定期開催等により情報の共有化を図るなどして支部内連携を強化し、「協働する組織」を構築する。
  - ③ OJTを中心とした人材育成
    - ・OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
    - ・支部内において、本部研修受講後の伝達研修を実施することにより、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成し、戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材を育成する。
    - ・オンライン研修や通信教育講座の受講を推奨し、自己啓発を図る。
  - ④ 支部業績評価の実施
    - ・他支部との比較を通じて支部の業績を向上させ、支部運営の推進を図る。
- ⑦ リスク管理
    - ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。

令和3年度KPI一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策	令和3年度 KPI		令和2年度 KPI		令和元年度末現状	
	赤字は支部で設定する目標値、( )内は全国目標値		全国	長崎支部	全国	長崎支部
② サービス水準の向上	① サービス標準の達成状況を100%とする		100%	100%	99.92%	100%
	② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.2% (95%)以上とする		92%	92.0%	91.1%	91.2%
⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進	① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※)について前年度以上とする(※)査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額		前年度以上	前年度以上	0.362%	0.297%
	② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする【新設】				4,729円	4,100円
⑥ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上施術の申請の割合について対前年度以下とする		対前年度以下	対前年度以下	1.12%	0.73%
⑧ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	① 日本年金機構回収も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする		95%	95.2%	93.04%	94.40%
	② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする		対前年度以上	対前年度以上	54.11%	60.39%
⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.4% (92.7%)以上とする		92%	92.0%	91.3%	93.3%
⑩ オンライン資格確認の円滑な実施	加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする。【新設】【支部におけるKPIの設定なし】					

2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策	令和3年度 KPI		令和2年度 KPI		令和元年度末現状	
	赤字は支部で設定する目標値、( )内は全国目標値		全国	長崎支部	全国	長崎支部
① i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診実施率を61.6% (58.5%)以上とする		55.9%	57.7%	52.3%	54.2%
	② 事業者健診データ取得率を10.5% (8.5%)以上とする		8.0%	9.4%	7.6%	10.4%
	③ 被扶養者の特定健診実施率を32.8% (31.3%)以上とする		29.5%	30.1%	25.5%	26.2%
① ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上	① 被保険者の特定保健指導の実施率を28.9% (25.0%)以上とする		20.6%	26.0%	18.0%	23.8%
	② 被扶養者の特定保健指導の実施率を22.7% (8.0%)以上とする				11.8%	7.6%
① iii) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8% (11.8%)以上とする		12.9%	12.9%	10.5%	10.0%
① iv) コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を700 (57,000)事業所以上とする。【新設】				44,959事業所	390事業所
② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を46.5% (46%)以上とする		43%	44.9%	42.26%	41.88%
③ ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合(※)80%という目標に向けて、年度末の目標値を支部ごとに設定する。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。 ※ 眼科、DPC、歯科、調剤		80%	81.7%	78.7%	81.2%
⑥ ii) 医療提供体制に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する		全支部	実施	38支部	実施済

3. 組織・運営体制関係

具体的施策	令和3年度 KPI		令和2年度 KPI		令和元年度末現状	
	赤字は支部で設定する目標値、( )内は全国目標値		全国	長崎支部	全国	長崎支部
Ⅲ) ① 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一着応札案件の割合について20%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が4件以下の場合は一着応札件数を1件以下とする。		20%以下	20%以下	26.2%	40.0%